

商工組合中央金庫の株式会社化に伴う税制改正要望について

平成 18 年 11 月 7 日

経 済 産 業 省

[ 株式会社移行時 ]

平成 20 年 10 月における商工組合中央金庫の株式会社への組織転換に際して、株式会社への組織転換時における登記等に関する登録免許税や株式会社への組織転換に対する税制上の取扱いについて、円滑な移行が図られるよう、所要の措置を講じる。

[ 移行期間中 ]

新商工組合中央金庫の移行期間中において、既存の利用者への新たな負担等が発生しないよう、中小企業者から受ける抵当権設定の登記等に対する登録免許税等の取扱いについて、一定の期間、所要の措置を講じる。